

第54期 第2回

開催年月日 令和5年7月3日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
公益代表	5名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	2名		

次回本審開催予定日 令和5年8月1日

[開会] 午前9時30分

会長 ただ今から、第54期第2回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は委員15名のうち12名の委員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 次に新任委員について事務局から紹介をお願いします。

賃金室長 6月28日付で、新たに使用者代表委員として高知県経営者協会の専務理事の沖田良二委員をお願いすることとなりましたので、ご紹介させていただきます。

会長 それでは沖田委員に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

沖田委員 6月2日付の当協会の定期総会におきまして、専務理事に就任いたしました沖田と申します。

最低賃金は今回初めての参加になりますので、どう進めたらいいのかというところを考えながら今日まで過ごしております。よい結果になるように頑張りたいと思います。

充実した審議をされていていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 本日は、「高知県最低賃金」の改正決定について、局長から諮問を受ける
ということになっております。局長よろしく申し上げます。

局長から会長に諮問文を手交 (写真)

会 長 それでは事務局から諮問文を配付してください。

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会 長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

賃金室長 諮問文朗読

会 長 ありがとうございます。
それでは、中村高知労働局長より挨拶をお願いします。

局 長 高知労働局長の中村でございます。
本日は、皆様方大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、ありが
とうございます。

ただ今、高知県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。
本年度もご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

諮問文にありましたとおり、6月16日付で閣議決定されました「経済財
政運営と改革の基本方針2023」におきまして、「全国加重平均1000
円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議
論行う。」また、「地域間格差に関しては、目安ランクを三つに見直し最高
額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされ
たところでございます。

委員の皆様方におかれましては、このような状況に十分にご配意いただき
ながら、今年度の高知県の最低賃金の改正につきましてご審議いただきます
ようお願い申し上げます。

本日は雨ですが、今後厳しい暑さが続くと予想されております。熱心なご
審議を改めてお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、局長から「高知県最低賃金」の改正決定について諮問を受けま
したので、事務局から今後の手続きについて説明をお願いします。

賃金室長

それでは、本件諮問に関連する手続きについて説明いたします。

まず、高知県最低賃金の改正決定を審議いただく専門部会の設置と、委員の任命に関する手続きに関してですが、改正審議を行う場合、最低賃金法第25条第2項により「専門部会」を設置しなければならないこととされております。

この専門部会の構成は、最低賃金法第25条第3項により公労使各側同数の委員をもって組織することが規定され、委員の人数は、審議会令第6条第1項により合計9名以内とされております。

従来から本審議会では、公労使委員各3名の構成とされておりますので、今回も、公労使委員としてそれぞれ3名の委員を任命したいと考えております。

なお、労使の委員の推薦については、会議後に決裁を行い7月18日（火）を締切日として本日、公示したいと考えております。

また、委員の任命につきましては、7月19日（水）以降に行うことにしたいと考えていますのでよろしく申し上げます。

次に、高知県最低賃金の改正決定に関する労使の意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項により、審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くものとされております。

意見聴取については、専門部会の委員の推薦と同様、公示することとされておりますので、労使の委員推薦の締切日と同日の7月18日（火）をその締切日にしたいと考えております。

また、この二つの公示に関しましては、3ページに公示関係として添付してありますのでご覧いただければと思います。

会 長

分かりました。それでは、事務局のほうで専門部会委員の推薦と意見の申出にかかる手続きを進めてください。

次に、5月25日の本審に引き続いて開催された運営小委員会で今後の審議会の運営について検討されておりますので、その合意内容を事務局から報告をお願いします。

賃金室長

第1回運営小委員会の検討結果につきまして、説明いたします。

お手元の資料4ページをご覧ください。

運営小委員会で合意されました内容をまとめてあります。

1（1）は審議会の公開についてです。

これまで地域別最低賃金に関し本審はすべて公開しており、専門部会の1回目は座長の選出でしたので公開し、それ以外は非公開としてきました。

この非公開の専門部会のうち、専門部会の2回目に行っていた労使の基本

的主張の部分については1回目の座長の選出と合わせて行い公開することとされました。

昨年度は労使の意見の隔たりを埋めることができなかつたため、第6回専門部会において公益委員見解が示されましたが、この部分についても公開することとされました。

次は、高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中賃目安の取り扱いについてです。

1(2)ですが、中央最低賃金審議会の目安につきましては、従前どおり地域専門部会における金額審議の最も重要な資料のひとつとして取り扱うこととされました。

1(3)は、地域専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

1(4)は、効力発生日が10月1日になる8月7日(月)の結審を目指すこととするが、結審ができなかった場合は10日までを予備日として設け、可能な限り合意が図れるよう精力的に審議することとされました。

次に、特定最低賃金の審議運営についてです。

2(1)は、改正等の申出がなされ、申出要件を事務局で精査の上、要件を満たし、改正等決定の必要性の諮問がなされた場合には、例年どおり必要性の有無について特別小委員会を設置して審議することとされました。

2(2)は、特定最低賃金の特別小委員会委員は本審委員により、各側3名で組織することとされました。

2(3)は、特別小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続き等は特別小委員会に委ねることとされました。

2(4)は、特別小委員会で「改正の必要性あり」とされ、専門部会が設置された場合の審議については、現行の発効日に留意しながら審議を行うこととされました。

2(5)は、特定最賃に係る専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についても、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

3は事業場実地視察についてです。

本年度は事業場実地視察を再開する方針で7月中旬頃に実施することとされ、まずは、事務局で1事業場を選定し、審議会や事業場の意向確認を行った上で決定することとされました。

次に、高知県最低賃金改正審議における意見陳述についてですが、4
(1)のとおり意見陳述の要請があれば、「全員協議会において30分以内、陳述人は、2名以内で内容は、地域最賃改正審議の参考となる事項に限定する」こととされました。

また、異議申出後の意見陳述の要請があれば、「異議審議において10分以内、陳述人は1名で内容は、地域最賃改正にかかる異議に限定する」こととされました。

以上、報告いたします。

会 長 ただ今、報告のありました運営小委員会の合意事項について何かご意見等
はございますか。

意見なし

会 長 特になければ、今後の審議運営については運営小委員会の合意事項と同様
に取り扱うこととします。

ここで特定最低賃金の申し出状況についてどのようになっているか事務局
から説明してください。

賃金室長 特定最低賃金の特定最低賃金改正決定の申出書についてですけれども、6
月30日付で「電子」の提出があり、「貨物」についても提出する旨のご連絡
をいただいております。

7月中旬に遅れるようであればご連絡をいただけたらと思います。

会 長 申出書に関して、労働者側委員から何かございますか。

市川委員 特にないです。

会 長 それでは事務局の審査の時間も考慮していただき、7月中旬を遅れるよう
であれば事務局にご連絡をお願いいたします。

次にその他ということでJAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キ
ャラバン実行委員会からの要請と市町村からの意見書について、事務局から
説明をお願いします。

賃金室長 資料5ページの令和5年6月8日付で「最低賃金いつでもどこでも150
0円の実現を求める要請」があり、併せて同日、陳情もお受けしましたので
ご報告いたします。

最低賃金に関連して

- 1．最低賃金の「再引き上げ」を緊急に行うこと。
- 2．最低賃金を時給1500円に引き上げること。
- 3．最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とし、生涯2000万円にも達する地域間格差や東京一極集中現象、地方からの人口流出、過疎促進現象に歯止めをかけ阻止すること。
- 4．最低賃金の地域ランク制を4ランクから3ランクに改定するとしているが、地域間格差の根本的解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すること。
- 5．最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
- 6．中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。

以上の要請についてご報告します。

次に最低賃金法改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書が次のページから、仁淀川町議会、馬路村議会、土佐町議会、日高村村議会、須崎市議会、東洋町議会、安芸市議会から提出されています。

また、事務局が資料を作成後に提出があった分につきましては、次回の審議会資料といたします。

会 長 事務局のただ今の説明で何かご意見はございますでしょうか。

意見なし

会 長 特になければ次に、次回の会議の公開についてとなります。
予定として、次回、第3回審議会は、事務局で日程調整を行ってもらった結果、8月1日に行うこととなっています。

また、第3回審議会終了後に、引き続いて第1回地域専門部会の開催も予定しています。

なお、地域最賃改正審議に關しての意見陳述の申出があった場合には、第3回審議会開催前の午前9時00分から全員協議会を設けて、その場で意見陳述を受けることとなります。

また、第3回審議会の議事内容ですが、目安の伝達、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問などが予定されています。

従いまして、非公開とする理由がなく、公開とすることとしたいと思いません。また、全員協議会についても同様に非公開とする理由はないと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。

 また、地域専門部会ですが昨年度までは第2回専門部会で行っていた労使の基本的主張の部分を第1回専門部会で行い公開することとしたいと思いますので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。

 以上で、本日の議事を終了します。

 本日は、どうもありがとうございました。

[閉会] 午前9時48分